

自治会長各位

茨木地区共同募金会
会長 上田 嘉夫

令和7年度 共同募金・歳末たすけあい運動へのご協力及び
共同募金運動にかかる資材の送付について（お願い）

新秋の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、共同募金運動に多大なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に実施され、併せて歳末たすけあい運動も同時に実施させていただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記のとおり募金の取りまとめについてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

暑い日が続く中、自治会活動に際しても様々な困難が生じていると承知しておりますが、貴会の実情に応じたご協力をいただければ幸いです。

また、募金運動にかかる資材を、別紙「共同募金資材送付明細書」のとおりお送りさせていただきますのでご確認をお願いいたします。

記

1. 運動期間 令和7年10月1日（水）～11月30日（日）
2. 運動方法 赤い羽根募金の袋、歳末たすけあい募金の袋を各世帯に配布していただき、取りまとめをお願いいたします。
取りまとめた募金は受付期間内にご持参ください。
3. 受付期間 令和7年10月1日（水）～12月5日（金）
（平日午前9時から午後4時）
※金額を確認のうえ領収書を発行いたしますので、確認にお時間をいただきます。

平日のご持参が困難な自治会におかれましては、下記のとおり土・日曜日で事務所開所日を設けておりますのでよろしくお願いいたします。 《開所日》11月16日（日）、29日（土） いずれも午前9時から午後4時まで
--
4. 受付場所 〒567-0885 茨木市東中条町2番13号 茨木市合同庁舎5階（茨木市消防本部 裏）
茨木市社会福祉協議会（事務局）
※領収書は自治会ごとに発行し、班（隣組）別等の領収書は発行いたしませんのでご了承ください。

問い合わせ先 茨木地区共同募金会事務局 （茨木市社会福祉協議会内） Tel:072-627-0033 担当：吉田、上田（哲）
--

令和7年 月 日

班長（隣組長） 各位

自治会長
茨木地区共同募金会
会長 上田嘉夫

令和7年度 共同募金運動・歳末たすけあい運動へのご協力について(お願い)

の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に実施され、併せて歳末たすけあい運動も同時に実施されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、募金の取りまとめについてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、集まりました募金は、下記のとおりお届けいただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

_____月_____日までに_____へお届けください。



あたたかい未来へ

令和7年度（第79回）共同募金運動を全国で一斉に実施します
10月1日から12月31日まで



スマホからでも募金が可能になりました

詳しくはQRコードを読み取ってください。



令和6年度の共同募金・歳末たすけあい募金 ～茨木地区 募金の使いみち～

共同募金

	福祉車輛移送サービス事業	車椅子に乗ったまま車に乗降し、外出ができるサービスを提供しました。
	児童養護施設招待事業	児童養護施設の児童をキャンプに招待しました。
	広報誌発行・配布事業	地域福祉の現状などをお知らせする広報誌を発行し、全戸配布しました。

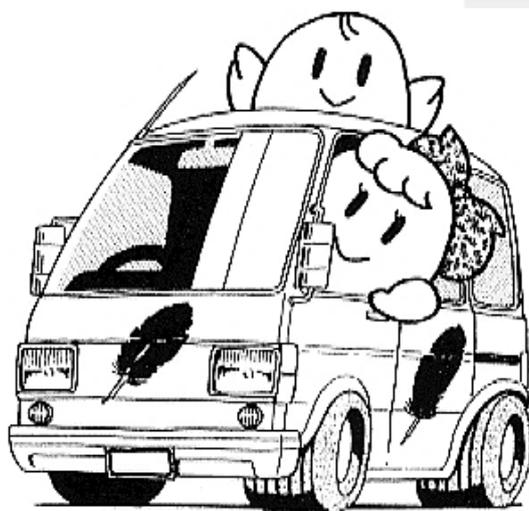
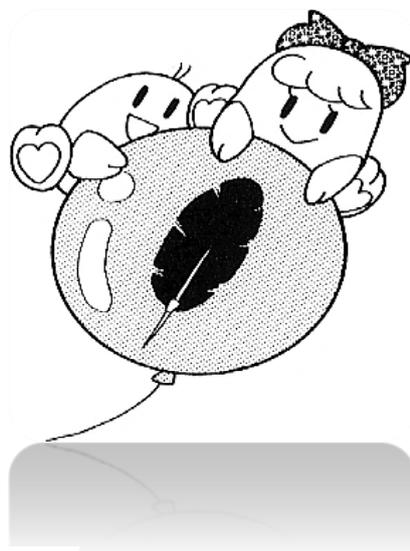
歳末たすけあい募金

	児童養護施設入所児への歳末事業助成	歳末事業（クリスマス会など）実施へ助成しました。
	地区福祉委員会歳末事業助成	地区福祉委員会で実施した歳末事業（見守り訪問、クリスマス会など）へ助成しました。
	広報誌発行・配布事業	地域福祉の現状などをお知らせする広報誌を発行し、全戸配布しました。

ご回覧ください

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

共同募金へのご協力をお願い (実施方法について)



茨木地区共同募金会

目 次

1. 共同募金について P 1
2. 実施期間・方法について P 2
3. 受付の期間・方法について P 3
4. 送付の資材について P 4～8
5. 令和6年度茨木地区共同募金運動の実績報告について P 9
6. 令和7年度茨木地区共同募金運動の実施について（概要） P 10
7. 令和6年度歳末たすけあい運動の実績報告について P 11
8. 令和7年度歳末たすけあい運動の実施について（概要） P 12

共同募金へのご協力をお願い (実施方法について)

愛ちゃん と 希望くん



©中央共同募金会

1. 共同募金について

赤い羽根共同募金は、民間の運動として1947年(昭和22年)に、スタートしました。

当初は戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動でしたが、その後、「社会福祉事業法(平成12年社会福祉法に改正)」をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして70年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体で運動を進めています。

赤い羽根共同募金へのお力添えをよろしくお願いいたします。

2. 実施期間・方法について

赤い羽根共同募金の袋(白い封筒)と歳末たすけあい募金の袋(ピンクの封筒)を各世帯に1枚ずつ配付していただき、自治会ごとに取りまとめて下さい。

募金袋の配付や取りまとめは回覧文書をご活用いただき、強制にならないようご配慮をお願いします。

赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金は、同時実施と考えています。

なお、歳末たすけあい募金の袋(ピンクの封筒)を10月に配付することに対して、「時期が早過ぎる」ということで、歳末たすけあい募金の時期をずらして配付・回収をしていただいている自治会もあります。

期間内であれば、別々に配付・回収をしていただいても構いませんので、自治会の判断においてご都合の良い方法で実施してください。

実施期間は11月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

赤い羽根共同募金



3. 受付の期間・方法について

取りまとめていただきました各募金は、10月1日(水)から12月5日(金)の間で受付をいたします。

受付については、以下2点のいずれかの方法でお願いします。

① 事務局にご持参いただく場合

- ・平日の午前9時から午後4時の間にお願いします。
- ・各募金袋をお持ちいただく時には、開封せずに、事務所をそのままご持参ください。

職員が計算し、自治会様宛の領収書を発行いたします。

班分けでの計算および領収書の発行はいたしませんのでご了承ください。

- ・受付が集中しました場合はお時間をいただくこともございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

平日には持参できないという自治会への対応として、11月16日(日)と11月29日(土)の午前9時から午後4時に、事務所を開所し受け付けさせていただきます。

② ご持参が難しい場合

- ・事務局にお越しになるのが難しい場合、振込み(郵便局)が出来る方法もご用意しておりますので、茨木地区共同募金会にご連絡ください。

(連絡先:072-627-0033)

4. 送付の資材について

○募金袋：世帯数

赤い羽根共同募金の袋(白い封筒)と歳末たすけあい募金の袋(ピンクの封筒)を各世帯に1枚ずつ配付していただき、自治会ごとに取りまとめをお願いします。

① 赤い羽根共同募金の袋(白色)

デザイン変更あり(令和6年度仕様)

赤い羽根共同募金

寄せられた募金の使いみち

寄せられた募金は、皆さんの身近な地域で随時解決に取り組み、困窮を支援するために使われます。

高齢者支援

- 高齢者と地域の人たちとの交流事業
- ひとり暮らしの高齢者への食生活支援をかねた食事サービス提供(見守り・老支)
- 認知症を予防する権利100のスキルアップのための商品購入
- 認知症対応型共同生活介護

児童・青少年支援

- 児童養護施設を退所した児童に対するアフターケア事業
- 虐待防止施設との連携
- 児童虐待防止に関する関係者・研究会の奨励

住民生活支援

- 高齢予防の福祉施設活動事業
- 福祉施設・公民館でのまちづくり推進
- 高齢者生活支援・支援事業
- 高齢者生活支援活動

さらに詳しい使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」で全国の市町村ごとの使いみちを確認することができます。
<http://hannetto.jp/>

災害時にも共同募金は使われています

大規模な災害が起こった際や震災として、各地域前線の共同募金会では、募金額の一部を「災害等支援金」として積み立てています。この支援金は、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

ご存じですか

共同募金への寄付は、税制上の優遇措置が設けられています。

個人への寄付

寄付金額が2千円を超える場合は、所得割の「所得控除又は税額控除(どちらかを選択)」の対象となります。また、住民税の「税額控除」の対象となります。

法人への寄付

株式会社などの法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」扱いとなります。

詳しくは、赤い羽根共同募金(06-6762-8717)へお問い合わせください。

茨木地区共同募金会

〒567-0885 茨木市東中条町2番13号
 合同庁舎 5階
 茨木市社会福祉協議会内
 TEL 072-627-0033

社会福祉法人大府共同募金会
 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL.06-6762-8717
<http://www.akaihanerimushiki.or.jp/>

② 歳末たすけあい募金の袋(ピンク色)

歳末たすけあい募金

あなたのやさしさを

じぶんの町を良くするしくみ

領収書は、自治会ごとに発行させていただきます。個人が必要な方は、自治会長までお申し出ください。

茨木地区共同募金会

〒567-0885 茨木市東中条町2番13号
 茨木市合同庁舎5階
 茨木市社会福祉協議会内
 TEL.072-627-0033

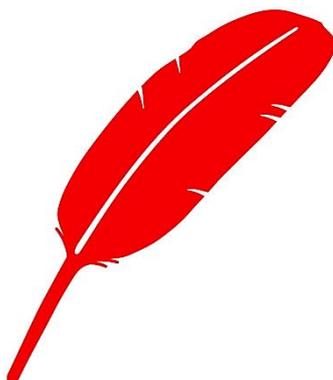
ありがとうございました

「歳末たすけあい募金」は赤い羽根共同募金の一環です。歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に児童養護施設の子どもたちをはじめ、支援を必要とする人たちが安心して暮らすことが出来るような福祉活動や各地区福祉協議会で実施する各種事業を応援していくための募金活動です。

「歳末たすけあい募金」への寄付は、赤い羽根共同募金への寄付と同様の税制上の優遇措置が設けられています。

○赤い羽根：世帯数

募金をしていただいた方にお渡しいただきますようお願いいたします。



○協力依頼チラシ：組数

あなたがいそい

令和7年度(第79回)共同募金運動を全国で一斉に実施します
 10月1日から12月31日まで

スマホからでも募金が可能になりました
 詳しくはQRコードを読み取ってください。

令和6年度の共同募金・歳末たすけあい募金
 ～茨木地区 募金の使いみち～

共同募金	
福祉情報サービス事業	福祉にまつたままに提供し、外出ができるサービスを提供しました。
児童養護施設訪問事業	児童養護施設の児童をキャンプに招待しました。
広報誌発行・配布事業	福祉関係の現状などを掲載する広報誌を発行し、全戸配布しました。
歳末たすけあい募金	
児童養護施設入居者への支援事業	基本事業(クリスマス会など)実施へ成功しました。
地区福祉協議会実働活動	地区福祉協議会で実施した清掃活動(御年の訪問、クリスマス会など)へ参加しました。
広報誌発行・配布事業	福祉関係の現状などを掲載する広報誌を発行し、全戸配布しました。

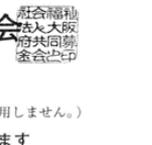
〒567-0885 茨木市東中条町2番13号 茨木市合同庁舎5階 TEL.072-627-0033

○領収書：1冊(20枚綴) ※不足する場合は事務局までご連絡ください。

領収書は、募金を取りまとめいただく際に、領収書が必要と求められた方にのみご使用いただくものです。

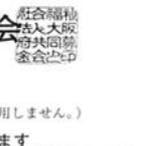
歳末たすけあい募金分としてご使用いただく場合は、領収書および領収書控とも余白部分に「歳末」と記入してください。発行した領収書の控えは、募金と併せてご持参いただけましたら事務局でお預かりします。

① 赤い羽根募金用

領収書(控)No.	連番	ご寄付ありがとうございます	領収書No.	連番
住所	〇〇町〇丁目〇-〇	領 収 書		
氏名	共募 太郎 様	共募 太郎 様		
金額	〇〇〇 円	金 〇〇〇 円也		
日付	令和7年△月△日	令和4年度共同募金として上記金額領収致しました 令和7年△月△日		
上記の方の共同募金を受領致しました。		 社会福祉法人 大阪府共同募金会		
		<small>〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 電話 06-6762-8717 http://www.akaihane-osaka.or.jp</small>		
<small>募金ボランティア委員印</small> 		<small>共同募金会への寄付金には、税制上の優遇措置があります 寄付金額が2千円を超える場合は所得税・住民税に関して税制上の優遇措置を受けることができます。ただし、この領収書では取扱うことができませんので、ご希望の方はこの領収書を大阪府共同募金会へお送りください。引き換えに優遇措置が受けられる領収書を送ります。</small>		
領収書控は、地区募金会で保管してください。				

※印鑑は自治会長または班長の印を押印ください。

② 歳末たすけあい募金用

歳末 領収書(控)No.	連番	ご寄付ありがとうございます	領収書No.	連番
住所	〇〇町〇丁目〇-〇	領 収 書		
氏名	共募 太郎 様	共募 太郎 様		
金額	〇〇〇 円	金 〇〇〇 円也		
日付	令和7年△月△日	令和4年度共同募金として上記金額領収致しました 令和7年△月△日		
上記の方の共同募金を受領致しました。		 社会福祉法人 大阪府共同募金会		
		<small>〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 電話 06-6762-8717 http://www.akaihane-osaka.or.jp</small>		
<small>募金ボランティア委員印</small> 		<small>共同募金会への寄付金には、税制上の優遇措置があります 寄付金額が2千円を超える場合は所得税・住民税に関して税制上の優遇措置を受けることができます。ただし、この領収書では取扱うことができませんので、ご希望の方はこの領収書を大阪府共同募金会へお送りください。引き換えに優遇措置が受けられる領収書を送ります。</small>		
領収書控は、地区募金会で保管してください。				

※余白に『歳末』とご記入ください。

※印鑑は自治会長または班長の印を押印ください。

○ボランティア活動ハンドブック:1冊
(小冊子)

令和 6 年度の活動報告並びに配分等が記載されております。

デザイン変更あり(令和 6 年度仕様)

赤い羽根共同募金
ボランティアハンドブック2024



令和6年度ポスター
地区募金会共同募金ボランティア

様

○共同募金だより:1部(新聞)

デザイン変更あり(令和 6 年度仕様)

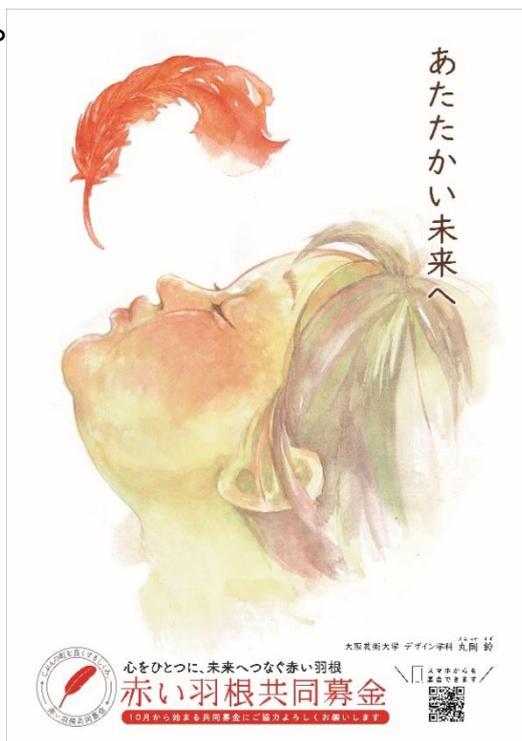


○PR用ポスター:2枚

自治会の掲示板等に掲示をお願いします。

なおポスターでは、12月未までとなっておりますが、戸別募金については11月30日までの2か月間とさせていただきます。

また、このポスターは、令和7年度用ですので、12月未には取り外していただきますよう併せてお願いします。



○班長(隣組長)宛文書:班(組)数

自治会長様から班長(隣組長)様へのお願い文書です。

班長様宛文書と次ページの回覧用文書につきましては、文中の日付等を空欄にしておりますので、ご都合の良い日を記入していただきご利用ください。

また、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金の時期をずらして別々に実施される場合は、標題が別々になっている「回覧用文書」もご用意できますので、お手数ですが事務局までご連絡ください。

「共同募金運動」と「歳末たすけあい運動」を分けた文書も用意しています。

令和7年 月 日

班長(隣組長) 各位

自治会長
茨木地区共同募金会
会長 上田嘉夫

令和7年度 共同募金運動・歳末たすけあい運動へのご協力について(お願い)

仲秋の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に実施され、併せて歳末たすけあい運動も同時に実施されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、募金の取りまとめについてご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、集まりました募金は、下記のとおりお届けいただきますよう併せてよろしくお願い申し上げます。

記

_____月_____日までに_____へお届けください。

○回覧用文書:班(組)数

自治会員の皆様に回覧をしていただく文書です。

令和7年 月 日

各 位

「共同募金運動」と「歳末たすけあい運動」を分けた文書も用意しています。

自治会長
茨木地区共同募金会
会長 上田嘉夫

令和7年度 共同募金運動・歳末たすけあい運動へのご協力について(お願い)

仲秋の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、本年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に実施され、併せて歳末たすけあい運動も同時に実施させていただいております。
つきましては、皆さまにこの運動の趣旨についてご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。
なお、領収書は自治会ごとで発行させていただきますので、個人で必要な方は自治会長にお申し出いただきますよう併せてよろしくお願い申し上げます。

____月____日までに____へお届けください。

〈記入例〉

10月20日までに__〇〇(班長)__へお届けください。

5. 令和6年度 茨木地区共同募金運動の実績報告について

(ア) 募金実績額

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度
戸別募金	5,575,604	5,729,137
法人募金	814,684	795,768
学校募金	456,077	79,270
街頭募金	435,329	516,844
バッジ募金	135,000	197,000
その他	189,895	730,618
合計	7,606,589	8,048,637
広域福祉目標額	4,820,000	4,992,000
達成率(%)	157.81%	161.23%

(イ) 配分実績

(単位:円)

施設・団体名	配分額	配分金用途
茨木市社会福祉協議会	4,203,523	福祉車両移送サービス事業 児童養護施設小学生招待事業 広報誌発行・配布事業
配分額合計	4,203,523	

6. 令和7年度 茨木地区共同募金運動の実施について(概要)

◆令和7年度広域福祉目標額 4,820,000円

◆募金運動実施方法

① 戸別募金

実施期間:令和7年10月1日(水)～11月28日(金)

実施方法:市民の皆様にご参加いただくために、自治会長様から世帯ごとに募金袋を配付していただき、取りまとめをお願いいたします。

受付期間:令和7年10月1日(水)～12月5日(金)

平日の午前9時から午後4時まで

※ただし、11月16日(日)と11月29日(土)は事務所を開所し受け付けをいたします。(いずれも午前9時から午後4時)

※受付時間外に来られる場合、予めご連絡をお願いします。

受付場所:茨木市東中条町2番13号

茨木市合同庁舎5階 茨木市社会福祉協議会内

Tel:627-0033

※未開封のままお持ちください。

その場で開封し、金額を計算の上で領収書を発行いたします。

② 法人募金

実施期間:令和7年10月1日(火)～11月30日(日)

実施方法:募金会理事及び民生委員・児童委員に各地域の法人等を訪問していただきます。

③ 学校募金

実施期間:令和7年10月1日(火)～11月30日(日)

実施方法:市内の小・中学校に依頼します。

④ 街頭募金

実施日時:令和7年10月4日(土) 午後2時～4時

場 所:JR茨木駅、阪急茨木市駅、阪急南茨木駅 同日実施 計1回

実施方法:上記にて実施

※大雨・暴風警報等で中止する場合があります。

⑤ くじ募金

『くじ募金』は、今年度も引き続き実施します。

※募金会事務局では、10月1日～12月26日まで

その他イベント等での実施については、ホームページをご覧ください。募金会事務局までお問合せください。

7. 令和6年度 歳末たすけあい運動の実績報告について

(ア)募 金 実 績 額

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度
戸 別 募 金	5,631,931	5,664,453
法 人 募 金	317,900	264,300
そ の 他	156,997	167,307
合 計	6,106,828	6,096,060

(イ)配 分 実 績

(単位:円)

施設・団体名	配 分 額	配分金用途
茨木市社会福祉協議会	5,711,060	児童養護施設入所児への 歳末事業助成 地区福祉委員会歳末事業 助成
配 分 額 合 計	5,711,060	

8. 令和7年度 歳末たすけあい運動の実施について(概要)

◆実施期間

実施期間:令和7年10月1日(火)～11月30日(日)
(赤い羽根共同募金と同時に実施)

◆募金方法

戸別募金:自治会ごとに取りまとめを依頼

法人募金:募金会理事及び民生委員・児童委員による取りまとめを依頼

◆令和7年度募金目標額 6,100,000円